

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第72号

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則

香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

第39条

何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合又はあまものながれもを採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1・2 略		
3 <u>くろだい</u> （全長6センチメートル以下のものに限る。）	略	
4～10 略		
11 <u>あまも又はほんだわら</u>	略	
12 略		

2・3 略

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第46条 略

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第6章 罰則

第54条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
（1） 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。

改正前

第39条

何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、海面において第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
1・2 略		
3 <u>ちぬ</u> （全長6センチメートル以下のものに限る。）	略	
4～10 略		
11 <u>あじも又はがらも</u>	略	
12 略		

2・3 略

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第46条 略

第6章 罰則

第54条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
（1） 第33条第1項、第34条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第41条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者

(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>とき。</u> (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>とき。</u> 2 略 第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。</u>	(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u> (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第45条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u> 2 略 第55条 第25条第1項（第43条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。
---	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 第54条第1項の改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。